

平成30年度(2018年度)

熊本県公共事業事前評価

(平成31年度(2019年度)当初予算新規計上箇所)

土 木 部

平成31年2月

平成30年度（2018年度）土木部公共事業事前評価一覧

| NO | 課室名 | 事業種名 | 予算事業名 | 路線名・箇所名等 | 振興局等名 | 事業箇所 | | 補・交・単 | 計画期間 | | 総事業費 (百万円) |
|----|-------|------|---------------|----------|-------|------|--------------|-------|------|-----|---------------|
| | | | | | | 市町村名 | 箇所名 | | 着手 | 完了 | |
| 1 | 道路整備課 | 道路改築 | 道路改築事業 | 国道266号 | 天草 | 上天草市 | 大矢野町上～大矢野町登立 | 補 | H31 | H40 | 17,000 |
| 2 | 道路整備課 | 道路改築 | 社会資本整備総合交付金事業 | 国道325号 | 菊池 | 山鹿市 | 方保田～鹿本町下高橋 | 交 | H31 | H40 | 3,900 |

公共事業事前評価総括表 (平成30年度(2018年度)評価実施)

| | |
|----------|-----------------|
| 担当部・局・課名 | 土木部 道路都市局 道路整備課 |
| 事業種名 | 道路改築 |

| 番号 | 予算事業名 | 路線名・箇所名等 | 振興局 (事務所) 名 | 事業箇所 | | 補・交・単 | 計画期間 | | 総事業費 (百万円) | 評点 |
|----|-------------------|----------|-------------------|------|------------------|-------|------|-----|---------------|----|
| | | | | 市町村名 | 箇所名 | | 着手 | 完了 | | |
| 1 | 道路改築事業 | 国道266号 | 天草 | 上天草市 | 大矢野町上～ 大矢野町登立 | 補 | H31 | H40 | 17,000.00 | 81 |
| 2 | 社会資本整備総合 交付金事業 | 国道325号 | 菊池 | 山鹿市 | 方保田～ 鹿本町下高橋 | 交 | H31 | H40 | 3,900.00 | 72 |

※ 評点は、事業種ごとの評価基準に基づき算出した点数であり、異なる事業種間では比較できません。

※ 国の補助採択が得られない場合等、今後の社会経済情勢や県の財政状況等により変更になる場合があります。

評価時点 [平成31年(2019年)1月]

H30公共事業事前評価調書

評価調書作成者 [道路整備課長 亀崎直隆]

事業プロフィール

【事業概要】

| | |
|----------|---|
| 事業名 | 一般国道266号 大矢野道路 道路改築事業 |
| 事業箇所 | 上天草市大矢野町上～上天草市大矢野町登立 |
| 事業担当課(室) | 土木部道路都市局道路整備課 (幹線道路班 内線6099) |
| 事業期間 | 平成31年度(2019年度)～平成40年度(2028年度)(10年間) |
| 総事業費 | 17,000百万円 (うち県費 7,650百万円) |
| 事業内容 | 延長約3.4km、道路改築、橋梁3橋、トンネル1箇所 |
| 事業目的 | <p>本道路が一部を形成する地域高規格道路「熊本天草幹線道路」は、熊本市と天草市を90分で結ぶ「90分構想」の実現に資するとともに、地域間の交流・連携を強化し、天草地域の観光や水産業等の振興、地域活性化に大きな役割を果たす道路である。</p> <p>本道路は上天草市の大矢野市街地を通過する国道266号のバイパスとして整備するものであり、地域住民の生活交通、天草地域の水産品等を運ぶ物流交通、更に休日を中心とした観光交通の混在による慢性的な渋滞の解消や、通行の安全性向上等を目的としている。</p> |

【現況写真】



(大矢野市街地の渋滞状況)

国道266号においては、交通混雑が日常化しており、特に、年末年始、行楽シーズン時には、大矢野市街地を中心とした激しい渋滞が発生している。夕方ピーク時の天草方面から熊本方面へ渋滞長は約9kmに及んでおり、日常生活や産業など地域活動に影響している。

【 検討状況 】

| | |
|---|--|
| 技術的難易度 | 一般的な技術で対応できる。 |
| 費用便益比 | B/C = 1.2 |
| 事業比較 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む) </div> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を行わない場合、当該区間においては生活交通、物流交通、観光交通が混在することによる著しい交通渋滞が発生し、地域振興、事故・災害時の代替路の確保を図るうえでの課題が解消されない。 ・ ルート選定については、1次選定、2次選定(概略設計)、3次選定(予備設計)と段階的に行い、それぞれの段階において経済性や整備効果を検証した。 |
| パートナーシップ ユニバーサルデザイン への配慮事項・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参加の検討委員会からの提言を踏まえて選定したルート帯を基に、関係行政機関の意見を聞きながら具体的なルートの決定を行った。 ・ 「熊本県の道路に関するユニバーサルデザイン指針」に基づき、地域の意見を反映させ、本道路を利用するすべての人が利用しやすい道路とする。 |
| 関係法令等の手続き の把握・完了状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法に基づく道路の改築についての国土交通大臣の認可が必要 ・ 環境配慮システムによる環境配慮が必要 ・ 道路法に基づく県公安委員会との調整が必要 ・ 文化財保護法に基づく届け出及び調査が必要 |

【 周辺状況 】

| | |
|-----------------|--|
| 関連事業 | 熊本天草幹線道路(熊本宇土道路、宇土道路、本渡道路) |
| 市町村、地元の状況 | 熊本天草間幹線道路整備促進期成会(会長:天草市長)及び熊本天草幹線道路整備促進協議会(会長:本渡商工会議所会頭)により、国土交通省(本省)、九州地方整備局及び県に対し、毎年、「大矢野道路」区間を含む熊本天草幹線道路の早期整備を求める要望が行われている。 |
| 説明会の開催状況と関係者の意向 | 平成16年度に、熊本天草幹線道路(三角～大矢野間)検討委員会(H16.10～H17.3、計4回)を開催し、PI方式(市民参画型道路計画)により道路計画の検討を行っている。PI活動を通して、道路計画に対する地元の合意形成を図ってきたところである。 |

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|--|-------------|
| 1 | 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。 〔数種類の希少種が確認されており、工事期間の濁水対策など施工方法に配慮する。道路構造についても地形変化を最小化するよう配慮する。〕 | 有 〔配慮する〕 |
| 2 | 生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。 | 無 |
| 3 | 気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。 | 無 |

② 地形・自然景観への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|--|-------------|
| 1 | 自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 | 無 |
| 2 | 湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 | 無 |
| 3 | 自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。 〔切土や盛土の法面は、早期緑化を図る。〕 | 有 〔配慮する〕 |

③ 水資源への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|--|-------------|
| 1 | 水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。 | 無 |
| 2 | 河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 〔工事期間の濁水対策など施工方法に配慮する。〕 | 有 〔配慮する〕 |
| 3 | 地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。 | 無 |

④ 生活環境への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|--|-------------|
| 1 | 史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。 〔埋蔵文化財について、関係機関と協議を行う。〕 | 有 〔配慮する〕 |
| 2 | 大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。 〔大気汚染、騒音、振動について、必要に応じ低減対策を行う。〕 | 有 〔配慮する〕 |
| 3 | 周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。 〔周辺地域への影響を最小化するよう配慮し、また事前調査等を行うこととする。〕 | 有 〔配慮する〕 |
| 4 | 住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。 〔計画路線が集落を通過する箇所では、移動経路の確保に配慮する。〕 | 有 〔配慮する〕 |
| 5 | 水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。 | 無 |

事業評価

: 共通指標

【事業評価表】

| 評価軸 | 評価項目 | 配点 | 評点 |
|-----|------------------|-----|----|
| 重要性 | ① 事業計画の位置付け | 5 | 5 |
| | ② 市町村合併支援 | 5 | 5 |
| | ③ 道路ネットワーク上の位置づけ | 20 | 20 |
| | 小 計 | 30 | 30 |
| 必要性 | ④ 特定地域振興 | 5 | 4 |
| | ⑤ 産業活動関連道路 | 15 | 15 |
| | ⑥ 渋滞対策 | 5 | 5 |
| | ⑦ 救急医療機関等へのアクセス | 5 | 5 |
| 小 計 | 30 | 29 | |
| 緊急性 | ⑧ 安全性の向上 | 15 | 10 |
| | ⑨ 連携する他事業 | 5 | 0 |
| | | | |
| | 小 計 | 20 | 10 |
| 効率性 | ⑩ 費用便益比(B/C) | 20 | 12 |
| | 小 計 | 20 | 12 |
| 合 計 | | 100 | 81 |

評価時点 [平成31年(2019年)1月]

H30公共事業事前評価調書

評価調書作成者 [道路整備課長 亀崎 直隆]

事業プロフィール

【事業概要】

| | |
|----------|---|
| 事業名 | 一般国道325号(鹿本2工区) 社会資本整備総合交付金事業 |
| 事業箇所 | 山鹿市方保田～山鹿市鹿本町下高橋 |
| 事業担当課(室) | 土木部 道路都市局 道路整備課 (国道班 内線 6113) |
| 事業期間 | 平成31年度(2019年度)～平成40年度(2028年度)(10年間) |
| 総事業費 | 3,900百万円 (うち県費 1,605百万円) |
| 事業内容 | 延長約3.1km 道路改築(4車線) |
| 事業目的 | <p>国道325号は、福岡県久留米市を起点とし、熊本県県北地域の山鹿市、菊池市などを経て宮崎県臼杵郡高千穂町に至る幹線道路である。</p> <p>本事業は、山鹿市街地部を通過する交通を分散させるための4車線のバイパス整備を行うものであり、交通需要の増大による交通混雑を緩和し、安全で円滑な交通確保や物流の効率化等を目的としている。</p> |

【現況写真】



(渋滞状況)

国道325号(鹿本2工区)の現道は、2車線の改良済み区間であるが、交通容量を超過し、日中連続的に混雑しているうえ、生活交通と物流交通等が混在しているため、住民の日常生活や産業など地域活動に影響している。

【 検討状況 】

| | |
|---|---|
| 技術的難易度 | 一般的な技術で対応できる。 |
| 費用便益比 | B/C= 2.8 |
| 事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む) </div> | 事業を行わない場合、当該区間においては生活交通、物流交通、観光交通が混在することにより、日中連続的に交通渋滞が発生し、地域振興、事故・災害時の代替路の確保を図るうえでの課題が解消されない。 |
| パートナーシップ ユニバーサルデザイン への配慮事項・内容 | 「熊本県の道路に関するユニバーサルデザイン指針」に基づき、地域の意見を反映させ、本道路を利用するすべての人が利用しやすい道路とする。 |
| 関係法令等の手続き の把握・完了状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路法に基づく道路の改築についての国土交通大臣の認可が必要 ・環境配慮システムによる環境配慮が必要 ・道路法に基づく県公安委員会との調整が必要 ・文化財保護法に基づく届け出及び調査が必要 |

【 周辺状況 】

| | |
|-----------------|--|
| 関連事業 | 国道325号(鹿本拡幅)社会資本整備総合交付金事業 |
| 市町村、地元の状況 | 山鹿市や地元住民からの早期整備の要望を受けている。 |
| 説明会の開催状況と関係者の意向 | 現在、ルート選定について国と協議中であり、現時点で地元への説明会は開催していないが、国との協議がまとまり次第、地元説明会を予定している。 |

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|---|-------------|
| 1 | 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。 〔数種類の希少種が確認されており、工事期間の濁水対策など施工方法に配慮する。〕 〔道路構造についても地形変化を最小化するように配慮する。〕 | 有 〔配慮する〕 |
| 2 | 生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。 | 無 |
| 3 | 気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。 | 無 |

② 地形・自然景観への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|--|----------|
| 1 | 自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 | 無 |
| 2 | 湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 | 無 |
| 3 | 自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。 | 無 |

③ 水資源への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|--|-------------|
| 1 | 水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。 | 無 |
| 2 | 河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 〔工事期間の濁水対策など施工方法に配慮する。〕 | 有 〔配慮する〕 |
| 3 | 地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。 | 無 |

④ 生活環境への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|--|-------------|
| 1 | 史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。 〔埋蔵文化財について、関係機関と協議を行う。〕 | 有 〔配慮する〕 |
| 2 | 大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。 〔大気汚染、騒音、振動について、必要に応じ低減対策を行う。〕 | 有 〔配慮する〕 |
| 3 | 周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。 | 無 |
| 4 | 住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。 | 無 |
| 5 | 水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。 | 無 |

事業評価

: 共通指標

【 事業評価表 】

| 評価軸 | 評価項目 | 配点 | 評点 |
|-----|------------------------|-----|----|
| 重要性 | ① 事業計画の位置付け | 5 | 4 |
| | ② 市町村合併支援 | 5 | 3 |
| | ③ 道路ネットワーク上の位置付け | 20 | 15 |
| | 小 計 | 30 | 22 |
| 必要性 | ④ 特定地域振興 | 5 | 0 |
| | ⑤ 産業活動関連道路 | 15 | 15 |
| | ⑥ 渋滞対策 | 5 | 5 |
| | ⑦ 救急医療機関等へのアクセス・災害への備え | 5 | 5 |
| | 小 計 | 30 | 25 |
| 緊急性 | ⑧ 安全性の向上 | 15 | 5 |
| | ⑨ 連携する他事業 | 5 | 0 |
| | 小 計 | 20 | 5 |
| 効率性 | ⑩ 費用便益比(B/C) | 20 | 20 |
| | 小 計 | 20 | 20 |
| 合 計 | | 100 | 72 |

熊本県土木部公共事業事前評価の概要

事前評価の目的と効果

熊本県が事業主体である公共事業について、効率性及びその実施過程の客観性・透明性の一層の向上を図るため、新たに着手する事業箇所を総合的に評価するものです。

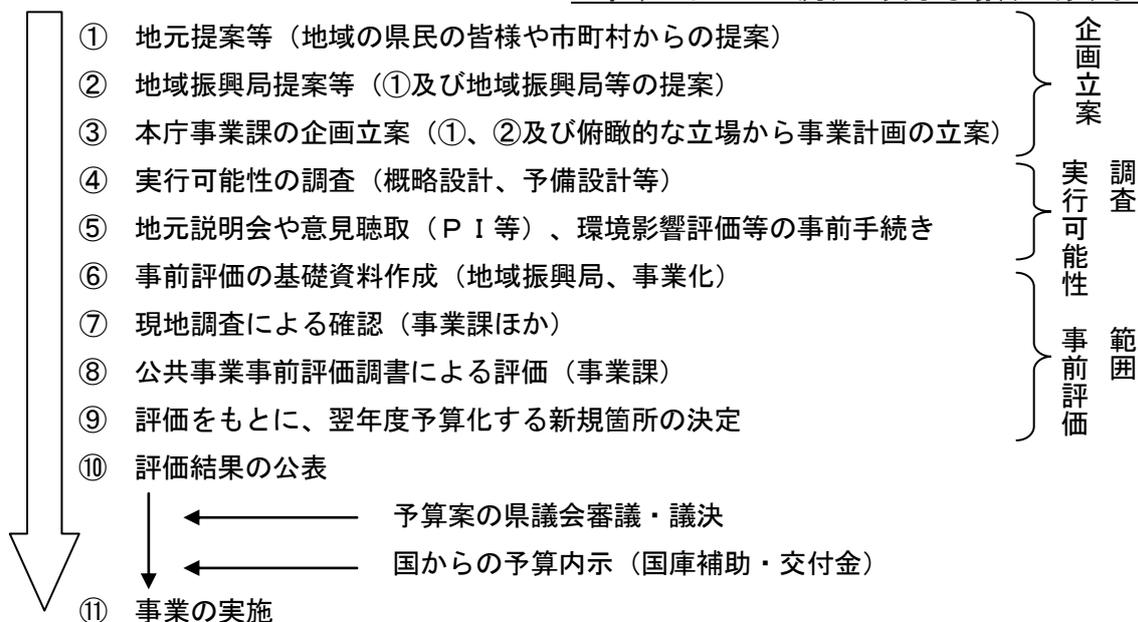
【事前評価の目的と期待される効果】

- 目的
 - ・ 成果重視型県政の推進
 - ・ 重点的効率的な事業の展開
 - ・ 県民の皆様への説明責任の積極的な遂行
- 効果
 - ・ 事業の長期化や事業費の増大などの抑制
 - ・ 施策の方向性に合った戦略的な事業の推進
 - ・ 効果的な事業費の配分
 - ・ 事業決定プロセスの客観性、透明性の向上

事業と事前評価の流れ

事業の内容によって事業の進め方に違いはありますが、事業の企画立案から、事前評価までのスケジュールの例を示すと次のとおりです。

※事業によっては流れが異なる場合があります。



※ ①から⑪までに要する期間は、事業の規模や内容によって異なります。環境調査だけで2～3年を要する事業もあれば、1～2年程度で事業着手できるものなど様々です。

※ ここに掲げたスケジュールは一例であって、すべてに該当するものではありません。

※ ④実行可能性の調査（概略設計、予備設計等）については、事業の必要性・重要性等を検証し、最低限度の調査を実施するとともに、既存の資料の活用を図ることと

します。

評価の対象

- 事業の種類
土木部が所管する公共事業のうち熊本県が主体である事業を対象としています。ただし、維持管理事業及び災害復旧に係る事業は除きます。
- 事業の規模
総事業費3億円以上の箇所を対象としています。ただし、当初から箇所を分割して整備する場合は、工事工区の総事業費でなく箇所全体の総事業費で判断して評価します。
- 評価を実施する年度
次年度において新たに事業を実施しようとする場合、その事業箇所を対象とします。ただし、実行可能性調査のみを次年度に実施する場合は除きます。

公共事業事前評価調書

評価調書は、事業プロフィールと事業評価表で構成されています。

○ 事業プロフィール

事業の概要を記載するとともに、地元の合意形成の状況、環境への影響など事業に着手できる周辺状況等が整っているかを把握するため作成するものです。

評点が高い箇所であっても、評点だけでは評価できない部分があり、事業評価表の評点と事業プロフィールと合わせて初めて、事業採択の適否、優先順位の評価が可能となります。

【事業プロフィールの項目】

- ・ 事業概要（箇所・予定期間・目的等、事業の基本的事項）
- ・ 現況写真（視覚的にわかるような写真等）
- ・ 検討状況（技術的難易度、費用便益比、関係法令等の手続き等）
- ・ 周辺状況（関連事業、市町村・地元の状況、説明会の開催等）
- ・ 環境影響（環境影響とその影響に対する配慮事項）

○ 事業評価表

事業評価表は、事業種ごとに重要性、必要性、緊急性、効率性の視点から設定した指標に基づき評点化したものです。

各指標に沿って評点を合計し、100点満点で総合の評点を算出します。各指標の設定は各評価者で評価結果に差異がでないよう客観的な指標設定を行っています。

・ 事業種

| 事業系 | 事業種 |
|-----------|---|
| 道路関係（６） | 道路改築（幹線道路） 道路改築（生活道路） 道路橋りょう 道路災害防除 交通安全 電線共同溝 |
| 河川・砂防（１０） | 河川改修 河川環境整備 海岸 海岸環境整備 河川総合開発 治水ダム 砂防（堰堤） 砂防（流路） 急傾斜 地すべり |
| 港湾関係（５） | 重要港湾 地方港湾 港湾海岸 港湾環境整備 港湾海岸環境整備 |
| 都市計画関係（４） | 街路 土地区画整理 都市公園 下水道 |
| 住宅関係（１） | 住宅新築 |

・ 評価の視点

各指標は、重要性、必要性、緊急性、効率性の視点（評価軸）ごとに設けています。それぞれの事業はその性質・目的が異なることから、各評価項目と配点は事業種ごとに異なった指標により評価します。

【視点】

◇重要性

熊本復旧・復興４カ年戦略を推進する事業であるか。

（評価項目例）４カ年戦略及び中・長期計画に位置付けられた事業など。

◇必要性

この事業がなくてはならないか。

（評価項目例）渋滞区間の解消、河川想定氾濫区域内の宅地状況など。

◇緊急性

災害発生の危険性、対策の緊急性はあるか。

(評価項目例) 災害危険箇所、過去の浸水歴、交通事故危険箇所など。

◇効率性

整備効果・地域波及効果が見込まれる事業であるか。

(評価項目例) 費用便益分析でB/Cは1を超えているか。

○ 事業プロフィールと評点による評価

評点の合計が高いものほど総合的な評価は高くなりますが、最終的な事業採択の適否決定や優先順位の判断は事業プロフィールで特定したリスク等の諸条件を総合的に評価し決定します。

評価結果の公表

○ 公表時期

予算案公表時に公表します。

○ 公表資料

公共事業事前評価総括表(当該年度評価実施分)、公共事業事前評価調書、事前評価項目と指標

平成30年度（2018年度） 事前評価 項目と指標

| 事業種、事業名 | 重要性 | 必要性 | 緊急性 | 効率性 | 合計 |
|---|---|---|--|----------------------------|-----|
| | (小計) 30 | (小計) 30 | (小計) 20 | (小計) 20 | 100 |
| 道路改築系（幹線道路） 道路改築事業 単県道路改築事業 単県幹線道路整備特別事業 地域道路改築事業 等 | 事業計画の位置付け 5 ・ 熊本復旧・復興4カ年戦略 ・ 中長期計画 ・ 地域計画等 市町村合併支援 5 ・ 建設計画 ・ 道路整備計画等 道路ネットワーク上の位置付け 20 ・ 広域高速ネットワーク ・ 圏域間幹線道路 ・ 圏域内幹線道路 | 特定地域振興 5 ・ 過疎 ・ 振山 ・ 離島、半島 産業活動関連道路 15 ・ 交通拠点 ・ 物流拠点 ・ 観光地 渋滞対策 5 ・ 混雑度 救急医療機関等へのアクセス・災害への備え 5 ・ 救急医療施設等 ・ 緊急輸送道路 | 安全性の向上 15 ・ 災害危険箇所等 ・ 幅員狭小箇所 ・ 線形不良箇所 ・ 歩道の設置 連携する他事業 5 ・ 他事業の有無 | 費用便益比 20 ・ 定性的記述 | 100 |
| 道路改築系（生活道路） 単県道路改築事業 地域道路改築事業 等 | 事業計画の位置付け 5 ・ 熊本復旧・復興4カ年戦略 ・ 中長期計画 ・ 地域計画等 市町村合併支援 5 ・ 建設計画 ・ 道路整備計画等 | 特定地域振興 5 ・ 過疎 ・ 振山 ・ 離島、半島 公共施設へのアクセスの向上 20 ・ 公共施設 ・ 住民サービス拠点 生活利便施設へのアクセス向上 15 ・ 商業施設、銀行 救急施設等へのアクセス向上 5 ・ 救急医療機関 ・ 警察消防機関 公共交通等の充実 5 ・ 大型車輛の通行円滑化 | 安全性の向上 25 ・ 災害危険箇所等 ・ 幅員狭小箇所 ・ 線形不良箇所 歩行の安全性の向上 5 ・ 歩道の設置 連携する他事業 5 ・ 他事業の有無 | 費用便益比 5 ・ 定性的記述 | 100 |
| 橋りょう系 道路改築事業 地域道路改築事業 単県橋梁改築事業 | 事業計画の位置付け 5 ・ 熊本復旧・復興4カ年戦略 ・ 中長期計画 ・ 地域計画等 市町村合併支援 5 ・ 建設計画 ・ 道路整備計画等 | 特定地域振興 5 ・ 過疎 ・ 振山 ・ 離島、半島 構造形式 20 ・ ゲルバー桁、パイロメント橋脚 通水阻害 25 ・ 河川阻害 | 橋梁点検 15 ・ 損傷状態 耐力不足 20 ・ 通過荷重制限 ・ B活荷重不足 交通の妨げ箇所 5 ・ 幅員 | 0 | 100 |

平成30年度（2018年度） 事前評価 項目と指標

| 事業種、事業名 | 重要性 | | 必要性 | | 緊急性 | | 効率性 | | 合計 |
|--|------|----|--|----|------|--|------|----|-----|
| | (小計) | 25 | (小計) | 35 | (小計) | 40 | (小計) | 0 | |
| 道路防災系 道路災害防除事業 単県道路防災事業 等 | (小計) | 25 | (小計) | 35 | (小計) | 40 | (小計) | 0 | 100 |
| 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 ・建設計画等 緊急輸送道路ネットワーク ・1次、2次緊急輸送道路指定区間 | 5 | 5 | 特定地域振興 ・過疎 ・振山 ・離島、半島 交通量 ・日交通量 各種防災点検 ・防災総点検 | 5 | 10 | 異常気象時規制 ・通行規制区間 迂回路状況 ・迂回路の有無 ・迂回路が遠い 落石等発生状況 ・落石の発生、クラック等の変状 | 11 | 13 | 16 |
| 交通安全系 交通安全施設等整備事業 単県交通安全施設整備事業 等 | (小計) | 20 | (小計) | 50 | (小計) | 30 | (小計) | 0 | 100 |
| 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 ・建設計画等 交通安全総点検 ・通学路緊急合同点検に基づき公表された箇所の整備 ・通学路交通安全プログラムに基づき公表された箇所の整備 ・地域要望 | 5 | 5 | 特定地域振興 ・過疎 ・振山 ・離島、半島 交通の円滑化 ・渋滞区間の解消 自転車・歩行者数 ・歩行者自転車交通量 道路のUD空間整備の推進 ・福祉、公共施設の有無 ・交通結節点 ・バリアフリー化 歩道設置状況 ・歩道設置の有無 ・歩道幅員 ・段差等 | 5 | 12 | 交通事故危険箇所 ・国指定 ・交安、県指定 ・指定以外の事故多発箇所 通学路 ・児童、園児の利用 道路の安全性確保 ・視距解消 | 10 | 15 | 5 |
| 電線共同溝系 電線共同溝整備事業 単県電線類地中化事業 等 | (小計) | 45 | (小計) | 50 | (小計) | 5 | (小計) | 0 | 100 |
| 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 ・建設計画等 電線類地中化計画 ・計画位置付けの有無 緊急輸送道路 ・1次、2次緊急輸送道路指定区間 ・代替的機能の有無 | 5 | 5 | 特定地域振興 ・過疎 ・振山 ・離島、半島 都市計画における指定状況 ・商業系、住居系 ・観光、歴史 歩行者通行量 ・歩行者数 周辺整備状況 ・隣接箇所の整備状況 街並みの成熟度 ・新たな計画等 | 5 | 15 | 車両交通への影響 ・交通量 | 5 | | |

平成30年度（2018年度） 事前評価 項目と指標

| 事業種、事業名 | 重要性 | | 必要性 | | 緊急性 | | 効率性 | | 合計 |
|---|------|----|--|----|------|----------------------------|--------------------------|-------------|-----|
| | (小計) | 10 | (小計) | 25 | (小計) | 45 | (小計) | 20 | |
| 河川改修系 広域基幹河川改良事業 都市河川改修事業 単県河川改良事業 総合流域防災事業 等 | (小計) | 10 | (小計) | 25 | (小計) | 45 | (小計) | 20 | 100 |
| 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 ・建設計画等 | 5 | 5 | 特定地域振興 ・過疎 ・振山 ・離島、半島 想定氾濫区域内の宅地状況 ・想定区域内の宅地等数 重要公共施設の有無 ・想定区域内の施設数 農耕地状況 ・想定区域内の農耕地面積 | 5 | 10 | 15 10 10 5 5 | 15 10 10 5 5 | 費用便益比 20 | 20 |
| 河川環境整備系 単県河川環境整備事業 | (小計) | 10 | (小計) | 85 | (小計) | 5 | (小計) | 0 | 100 |
| 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 ・建設計画等 | 5 | 5 | 特定地域振興 ・過疎、振山、離島、半島 周辺環境 ・水辺のアクセス 水質状況 ・水質汚濁状況 地域の特色、個性 ・知名度、シンボル等 実施後の利用形態 ・イベント等 地域での河川への活動取組状況 ・活動状況 | 5 | 15 | 15 15 15 20 15 | 5 5 | 0 | 100 |
| 海岸系（建設海岸） 海岸高潮対策事業 単県海岸保全事業 | (小計) | 10 | (小計) | 35 | (小計) | 35 | (小計) | 20 | 100 |
| 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 ・建設計画等 | 5 | 5 | 特定地域振興 ・過疎、振山、離島、半島 重要公共施設の有無 ・想定区域内の施設数 当該区域に対する影響 ・1km当たり防護区域ha 防護区域内の家屋状況 ・1km当たり戸数 | 5 | 10 | 10 10 10 10 | 20 10 5 | 費用便益比 20 | 20 |

平成30年度（2018年度） 事前評価 項目と指標

| 事業種、事業名 | 重要性 | 必要性 | 緊急性 | 効率性 | 合計 |
|------------------------------|---|--|--|-----------------|-----|
| | (小計) 10 | (小計) 60 | (小計) 20 | (小計) 10 | 100 |
| 海岸環境整備系 単県海岸環境整備事業 | 事業計画の位置付け 5 ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 5 ・建設計画等 | 特定地域振興 5 ・過疎、振山、離島、半島 周辺環境 15 ・海辺のアクセス、景観等 水質状況 15 ・水質汚濁状況 地域の特色、個性 15 ・知名度、シンボル等 実施後の利用形態 10 ・イベント等 | 平時の活動阻害 10 ・過去の浸水歴等 計画波浪に対する越波高 10 ・波浪打上高 | 費用便益比 10 | 10 |
| 河川総合開発系 河川総合開発事業 | 事業計画の位置付け 5 ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 5 ・建設計画等 | 特定地域振興 5 ・過疎、振山、離島、半島 想定氾濫区域内の宅地状況 10 ・想定区域内の宅地等数 重要公共施設の有無 10 ・想定区域内の施設数 農耕地状況 5 ・想定区域内の農耕地面積 | 平時の活動阻害 15 ・過去の浸水歴等 浸水、濁水による農業被害 5 ・浸水、濁水被害歴 人的被害の有無 10 ・人的被害歴 交通に対する影響 5 ・道路の浸水歴 濁水による水道被害 5 ・濁水被害歴 | 費用便益比 20 | 100 |
| 治水ダム 河川総合開発事業 | 事業計画の位置付け 5 ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 5 ・建設計画等 | 特定地域振興 5 ・過疎、振山、離島、半島 想定氾濫区域内の宅地状況 10 ・想定区域内の宅地等数 重要公共施設の有無 10 ・想定区域内の施設数 農耕地状況 5 ・想定区域内の農耕地面積 | 平時の活動阻害 15 ・過去の浸水歴等 浸水被害頻度 10 ・浸水被害家屋数 人的被害の有無 10 ・人的被害歴 交通に対する影響 5 ・道路の浸水歴 | 費用便益比 20 | 100 |

平成30年度（2018年度） 事前評価 項目と指標

| 事業種、事業名 | 重要性 | 必要性 | 緊急性 | 効率性 | 合計 |
|--|--|--|--|-----------------|-----|
| | (小計) 46 | (小計) 27 | (小計) 7 | (小計) 20 | 100 |
| 重要港湾系 重要港湾改修事業 港湾施設改良費統合補助 単県港湾改修事業 等 | 事業計画の位置付け 5 ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 5 ・建設計画等 国際海運物流ネットワーク 14 ・外貨取扱貨物量等 海上交通ネットワーク 12 ・旅客航路数等 地域生活基盤の整備 10 ・岸壁の整備率等 | 特定地域振興 5 ・過疎、振山、離島、半島 国内物流基盤の充実 15 ・内貨取扱貨物量等 海洋性レクリエーション拠点整備 7 ・マリーナ、緑地計画等 | 災害に強い港湾 7 ・地域防災計画 ・背後圏人口等 | 費用便益比 20 | |
| 地方港湾系 地方港湾改修事業 港湾施設改良費統合補助 単県港湾改修事業 等 | (小計) 49 | (小計) 31 | (小計) 0 | (小計) 20 | 100 |
| | 事業計画の位置付け 5 ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 5 ・建設計画等 海上交通ネットワーク 20 ・旅客航路数等 地域生活基盤の整備 19 ・岸壁の整備率等 | 特定地域振興 5 ・過疎、振山、離島、半島 国内物流基盤 26 ・内貨取扱貨物量等 | | 費用便益比 20 | |
| 港湾海岸系 港湾海岸高潮対策事業 港湾海岸局部改良事業 | (小計) 10 | (小計) 35 | (小計) 35 | (小計) 20 | 100 |
| | 事業計画の位置付け 5 ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 5 ・建設計画等 | 特定地域振興 5 ・過疎、振山、離島、半島 重要な公共施設等の有無 10 ・想定区域内の公共施設数 当該区域に対する影響 10 ・1km当たり防護区域ha 防護区域内の家屋状況 10 ・1km当たり戸数 | 平時の活動阻害 20 ・過去の浸水歴 計画波浪に対する越波高 10 ・2m以上 ・1m以上 ・1m未満 交通に対する影響 5 ・道路の浸水歴 | 費用便益比 20 | |

平成30年度（2018年度） 事前評価 項目と指標

| 事業種、事業名 | 重要性 | 必要性 | 緊急性 | 効率性 | 合計 |
|--|---|---|--|--------------|-----|
| | (小計) 10 | (小計) 80 | (小計) 0 | (小計) 10 | 100 |
| 港湾環境整備系 | | | | 費用便益比 | 10 |
| 港湾環境整備(緑地)事業 港湾環境整備(廃棄物)事業 海域環境創造事業 単県港湾環境整備事業 等 | 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 | 特定地域振興 ・過疎、振山、離島、半島 周辺環境 ・海辺のアクセス、景観等 良好な港湾環境 ・土砂処分能力等 海域環境の創造 ・水質底質の改善等 地域の特色、個性 ・知名度、シンボル等 実施後の利用形態 ・イベント等 | | | |
| | (小計) 10 | (小計) 60 | (小計) 20 | (小計) 10 | 100 |
| 港湾海岸環境整備系 | | | | 費用便益比 | 10 |
| 港湾海岸環境整備事業 | 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 | 特定地域振興 ・過疎、振山、離島、半島 周辺環境 ・海辺のアクセス、景観等 水質の状況 ・水質汚濁状況 地域の特色、個性 ・知名度、シンボル等 実施後の利用形態 ・イベント等 | 平時の活動阻害 ・過去の浸水歴 計画波浪に対する越波高 ・波浪打上高 | | |
| | (小計) 20 | (小計) 35 | (小計) 25 | (小計) 20 | 100 |
| 街路系 | | | | 費用便益比 | 20 |
| 街路事業 社会資本整備総合交付金事業 地域自主戦略交付金事業 単県街路促進事業 等 | 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 | 特定地域振興 ・過疎、振山、離島、半島 交通ネットワークの整備・改善 ・街路の役割 ・骨格道路、広域拠点 住環境の整備改善 ・都市内定住人口等 公共交通利便性 ・交通結節機能等 | 交通円滑化の確保 ・混雑率等 都市防災機能 ・緊急避難路等 他事業との連携 ・商業振興施設等 | | |

平成30年度（2018年度） 事前評価 項目と指標

| 事業種、事業名 | 重要性 | 必要性 | 緊急性 | 効率性 | 合計 |
|--|--|--|--|--|-----|
| | (小計) 20 | (小計) 25 | (小計) 25 | (小計) 30 | 100 |
| 土地区画整理系 区画整理事業 社会資本整備総合交付金事業 地方特定道路整備事業（区画） 等 | 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 5 市町村合併支援 ・建設計画等 5 まちづくりの支援 ・都市マス 10 | 特定地域振興 ・過疎、振山、離島、半島 5 住環境の整備改善 ・都市内定住人口等 10 公共交通利便性 ・交通結節機能等 10 | 交通円滑化の確保 ・混雑率等 5 都市防災機能 ・緊急避難路等 10 他事業との連携 ・商業振興施設等 10 | 費用便益比 20 資金計画妥当性 ・合理的な資金計画等 10 | 20 |
| 都市公園系 都市公園整備事業 等 | 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 5 市町村合併支援 ・建設計画等 5 まちづくりの支援 ・都市マス 10 | 特定地域振興 ・過疎、振山、離島、半島 5 住環境の整備改善 ・都市内定住人口等 10 都市内環境空間の形成 ・住民一人当たり公園面積 20 | 都市防災機能 ・緊急避難路等 5 他事業との連携 ・商業振興施設等 20 | 費用便益比 20 | 20 |
| 下水道系 流域下水道建設事業(補助) 流域下水道建設事業(単県) | 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 5 市町村合併支援 ・建設計画等 5 水質の環境保全 10 下水道事業の位置付け 5 計画人口 5 | 特定地域振興 ・過疎、振山、離島、半島 5 汚水処理人口普及率 ・普及率 15 水利用状況 ・取水施設の有無 4 自然公園等 ・国立公園等の有無 3 希少生物の状況 ・絶滅危惧種の有無 3 | 環境基準の達成状況 ・水質基準達成率 15 他事業との関連 ・他事業の有無 5 | 費用便益比 20 | 20 |
| 砂防系（堰堤） 通常砂防事業 火山砂防事業 単県砂防事業 総合流域防災事業 等 | 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4カ年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 5 市町村合併支援 ・建設計画等 5 | 特定地域振興 ・過疎、振山、離島、半島 5 住家、要配慮者利用施設の保全 ・住家、施設数 ・危険溪流ランク 25 交通体系の保全 ・鉄道、緊急輸送道路 10 | 避難歴等 ・避難歴の有無 5 被災歴 ・人的被害等 15 | 費用便益比 20 | 20 |

平成30年度（2018年度） 事前評価 項目と指標

| 事業種、事業名 | 重要性 | 必要性 | 緊急性 | 効率性 | 合計 |
|--|---|---|---|---|--------------|
| | (小計) 10 | (小計) 40 | (小計) 30 | (小計) 20 | 100 |
| 砂防系（流路工） 通常砂防事業 火山砂防事業 単県砂防事業 総合流域防災事業 等 | 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4力年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 ・建設計画等 | 特定地域振興 ・過疎、振山、離島、半島 住家、要配慮者利用施設の保全 ・住家、施設数 ・危険渓流ランク 農耕地の保全 ・農耕地面積 交通体系の保全 ・鉄道、緊急輸送道路 | 避難歴等 ・避難歴有無 被災歴 ・人的被害等 | 費用便益比 | 20 |
| | (小計) 10 | (小計) 40 | (小計) 30 | (小計) 20 | 100 |
| 急傾斜系 急傾斜地崩壊対策事業 単県急傾斜地崩壊対策事業 総合流域防災事業 等 | 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4力年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 ・建設計画等 | 特定地域振興 ・過疎、振山、離島、半島 住家、要配慮者利用施設の保全 ・住家、施設数 ・急傾斜危険箇所ランク 交通体系の保全 ・鉄道、緊急輸送道路 | 避難歴等 ・避難歴有無 被災歴 ・人的被害等 | 費用便益比 | 20 |
| | (小計) 10 | (小計) 40 | (小計) 30 | (小計) 20 | 100 |
| 地すべり系 地すべり対策事業 単県地すべり対策事業 | 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4力年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 ・建設計画等 | 特定地域振興 ・過疎、振山、離島、半島 住家、要配慮者利用施設の保全 ・住家、施設数 交通体系の保全 ・鉄道、緊急輸送道路 | 避難歴等 ・避難歴有無 被災歴 ・人的被害等 | 費用便益比 | 20 |
| | (小計) 25 | (小計) 35 | (小計) 10 | (小計) 30 | 100 |
| 住宅系 公営住宅建設事業（交付金） | 事業計画の位置付け ・熊本復旧・復興4力年戦略 ・中長期計画 ・地域計画等 市町村合併支援 ・建設計画等 少子高齢社会対応 ・定住対策、少子・高齢対策 | 特定地域振興 ・過疎、振山、離島、半島 県営住宅需要の多募 ・応募倍率 住宅困窮世帯の多募 ・低所得民間賃貸住宅世帯率 世帯に応じた住宅の供給 ・型別供給 地域への波及効果 ・コミュニティ活性化 ・人口対策 ・地域景観向上 | 効率的な事業執行 ・他事業連携 ・余剰地活用 | 費用便益比 環境問題への対応 ・再生資材の活用 ・自然エネルギー活用 | 20 10 |

熊本県公共事業事前評価要綱

(目的)

第1条 熊本県が事業主体である公共事業について、次年度において新たに事業を実施しようとする箇所の優先度の判断に資するため、総合的な評価(以下「事前評価」という。)を実施し、事業の重点的・効率的な推進と事業の客観性及び透明性の一層の向上を図る。

(対象とする事業)

第2条 事前評価の対象事業は、農林水産部、土木部が所管する公共事業のうち、熊本県が事業主体である事業(以下「事業」という)とする。ただし、維持・管理事業及び災害復旧に係る事業を除く。

(評価を実施する箇所)

第3条 評価を実施する事業箇所は、次年度において新たに事業を実施しようとする箇所で、事業規模が総事業費3億円以上のものとする。

(事前評価の実施)

第4条 事業を所管する関係部長(以下「関係部長」という。)は、それぞれが所管する事業種ごとに事前評価を行う際の指標等(以下「評価手法」という。)を定め、この評価手法に基づいて評価調書を作成する。

2 評価調書は、事業プロフィールと事業評価で構成し、事業箇所ごとに作成する。

3 評価は以下の基本的な観点から、客観的、総合的に行う。

- (1) 必要性
- (2) 重要性
- (3) 緊急性
- (4) 効率性
- (5) その他必要な観点

(評価結果の公表)

第5条 評価結果については、次年度予算案公表時に、関係部長が公表する。

2 公表は、一覧表及び評価調書によりこれを行う。

(細目の決定)

第6条 その他、事前評価の実施について必要な事項は、関係部長が策定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。